

第13章 被災者生活再建支援法の適用状況

「被災者生活再建支援法」は平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた被災者の自立した生活を支援するため、議員立法により平成10年5月に成立した。その後、平成16年には被災者の居住安定確保のための支援制度の創設等、法改正がなされ、全壊世帯に最高300万円の支援金が支給されることとなった。本県においては、平成17年の台風第14号災害で初めて垂水市、錦江町に被災者生活再建支援法を適用した。

今回の災害については、災害の発生以降、各市町から県に報告された被害状況に基づき、被災者生活再建支援法の適用基準に達した市町に対して、適宜、法を適用した。

出水市、大口市、さつま町及び湧水町については、7月27日に被害が発生した7月22日に遡り適用を決定し、また、7月28日には薩摩川内市及び菱刈町に、7月22日に遡り適用を決定した。その後、8月4日に住家全壊被害が100世帯以上となったことから、施行令第1条第3号の基準により、法の適用区域を県下全域とすることを決定した。

1 被災者生活再建支援法の適用状況

区 分	住家被害(世帯)			適 用 根 拠	適 用 年 月 日
	全 壊	半 壊	床上浸水		
阿久根市	2	1	14	施行令第1条第3号	平成18年7月22日
出水市	3	443	8		
大口市	6	177	11		
薩摩川内市	9	60	18		
霧島市	1	1	1		
さつま町	214	344	85		
菱刈町	4	91	25		
湧水町	-	220	78		
長島町	-	-	-		
計	239	1,337	240		

2 被災者生活再建支援金の申請状況 (平成19年3月15日現在)

区 分	申 請		う ち 支 給 済	
	件数	申 請 額	件数	支 給 額
阿久根市	1	500,000円	1	500,000円
出水市	6	13,625,000円	4	9,325,000円
大口市	7	13,516,550円	7	13,516,550円
薩摩川内市	10	11,915,000円	10	11,915,000円
霧島市	1	500,000円	1	500,000円
さつま町	174	172,983,925円	173	172,739,940円
菱刈町	4	6,604,779円	4	6,604,779円
計	203	219,645,254円	200	215,101,269円

第14章 災害義援金等

第1節 災害義援金の受付状況

県北部豪雨災害により被災された方々を支援するため、県、日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉法人鹿児島県共同募金会、日本放送協会鹿児島放送局、日本放送協会厚生文化事業団九州支局が実施主体となり、7月26日(水)から8月25日(金)の1ヶ月間を募集期間として、「鹿児島県北部豪雨被害義援金」を募集することとなった。

日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉法人鹿児島県共同募金会、日本放送協会鹿児島放送局、日本放送協会厚生文化事業団九州支局に寄せられた災害義援金については、県の口座に集約し、県に寄せられた災害義援金とあわせて、県から各市町を通じて被災者の方々に配分した。

豪雨災害の被災状況が、連日、新聞、テレビ等で報道されたことから、被災者の方々にお役立てしていただきたいとの趣旨で、天皇・皇后両陛下の御下賜金をはじめとして、全国の都道府県・同議会・各種団体、個人等から被災者に対する災害義援金が募集期間を過ぎてからもなお寄せられ、その額は5,200件 2億1,126万9,064円となった。

災害義援金の募集結果

実施主体	件数	金額
鹿児島県	92	126,290,657円
日本赤十字社鹿児島県支部	4,236	62,361,058円
鹿児島県共同募金会	825	22,331,264円
日本放送協会鹿児島放送局	47	286,085円
計	5,200	211,269,064円

第2節 災害義援金の配分状況

県北部豪雨災害の被災者に対する災害義援金を公平かつ適正に配分するため、災害義援金募集团体関係者に加え、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会、鹿児島県市長会事務局及び鹿児島県町村会事務局の関係者を委員とする「鹿児島県北部豪雨被害義援金配分委員会」を8月30日に設置し、同日に委員会を開催して、配分の対象、基準、方法等について協議した。

委員会の協議結果に基づき、県では被災市町に平成18年9月上旬に第1次配分を、平成18年12月15日に第2次配分を、平成19年3月13日に最終配分を行った。

1 第1次配分

被災者に迅速に義援金を配分するため、8月30日(水)に鹿児島県北部豪雨被害義援金配分委員会を開催し、義援金の対象を「死亡」、「重傷」の人的被害と、「床上浸水」以上の住家被害とし、また、配分比率については災害救助法の適用基準を参考にして「床上浸水」を1.0として、「死亡」は4.5、「重傷」、「全壊」は3.0、「半壊」は1.5とすることを決定した。

委員会の協議結果に基づき、8月28日現在の義援金総額1億7,246万8,156円(4,423件)について、被害を受けた8市町の配分額を決定し、9月上旬から中旬にかけて1億7,165万1,000円を配分した。

その後、被害確定に基づき、不足額として11月20日(月)に大口市に136万3,000円を、11月28日(火)に出水市に121万8,000円を追加で配分した。

(1) 第1次配分の配分比率と被害区分ごとの配分額

区 分	人 的 被 害		住 家 被 害		
	死 亡	重 傷	全 壊	半 壊	床 上 浸 水
配 分 比 率	4.5	3.0	3.0	1.5	1.0
1 件 あ た り の 配 分 額	261,000円	174,000円	174,000円	87,000円	58,000円

(2) 市町別配分一覧

区 分	配 分 額
阿久根市	1,421,000円
出 水 市	38,570,000円
大 口 市	17,429,000円
薩摩川内市	8,091,000円
霧 島 市	493,000円
さ つ ま 町	73,892,000円
菱 刈 町	10,150,000円
湧 水 町	24,186,000円
計	174,232,000円

2 第2次配分

災害義援金の募集期間を過ぎてからもなお、全国各方面から温かい志が寄せられ、義援金総額は2億1,126万9,064円となったことから、第2次配分を行うこととした。

12月12日現在の義援金総額から、「死亡」、「重傷・全壊」、「半壊」、「床上浸水」の基準額を算定して、各市町への配分額を決定し、1次配分額との差額3,467万円を第2次配分として、12月15日(金)に各市町に配分した。1次、2次を合わせた義援金の配分総額は、2億890万2,000円となった。

(1) 第2次配分の被害区分ごとの配分額

区 分	配分率	配分額(a)	1次配分額(b)	2次配分額(a-b)
死 亡	4.5	315,000円	261,000円	54,000円
重 傷	3.0	210,000円	174,000円	36,000円
全 壊	3.0	210,000円	174,000円	36,000円
半 壊	1.5	105,000円	87,000円	18,000円
床上浸水	1.0	70,000円	58,000円	12,000円

(2) 市町別配分一覧

区 分	配 分 額(a)	第1次配分額(b)	2次配分額(a-b)
阿久根市	1,715,000円	1,421,000円	294,000円
出水市	47,495,000円	38,570,000円	8,925,000円
大口市	21,035,000円	17,429,000円	3,606,000円
薩摩川内市	9,765,000円	8,091,000円	1,674,000円
霧島市	595,000円	493,000円	102,000円
さつま町	87,605,000円	73,892,000円	13,713,000円
菱刈町	12,202,000円	10,150,000円	2,052,000円
湧水町	28,490,000円	24,186,000円	4,304,000円
計	208,902,000円	174,232,000円	34,670,000円

3 最終配分

第1次・第2次配分の残額2,367,064円については、最終配分として被災市町に災害支援助物資や備蓄物資の購入など、災害救助や防災のために使用することを目的として、3月13日に配分した。

なお、各市町への配分は、既配分額の全体に占める割合で義援金残額を按分し、端数については被害世帯数が最も多い「さつま町」に配分することとした。

(1) 各市町の配分額

市町	配分済額	配分率(a)	残額(b)	配分額 (b*a)
阿久根市	1,715,000円	0.8%	2,367,064円	18,936 19,000円
出水市	47,495,000円	22.7%		537,323 537,000円
大口市	21,035,000円	10.7%		239,073 239,000円
薩摩川内市	9,765,000円	4.7%		111,252 111,000円
霧島市	595,000円	0.3%		7,101 7,000円
さつま町	87,605,000円	42.0%		994,166 994,000円
菱刈町	12,202,000円	5.8%		137,289 137,000円
湧水町	28,490,000円	13.6%		321,920 322,000円
計	208,902,000円	100.0%		

残額の1,064円はさつま町に配分する。

(2) 配分状況一覧

市町	第1次配分額	第2次配分額	最終配分額	計
阿久根市	1,421,000円	294,000円	19,000円	1,734,000円
出水市	38,570,000円	8,925,000円	537,000円	48,032,000円
大口市	17,429,000円	3,606,000円	239,000円	21,274,000円
薩摩川内市	8,091,000円	1,674,000円	111,000円	9,876,000円
霧島市	493,000円	102,000円	7,000円	602,000円
さつま町	73,892,000円	13,713,000円	995,064円	88,600,064円
菱刈町	10,150,000円	2,052,000円	137,000円	12,339,000円
湧水町	24,186,000円	4,304,000円	322,000円	28,812,000円
計	174,232,000円	34,670,000円	2,367,064円	211,269,064円

鹿児島県北部豪雨被害義援金配分委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成18年7月鹿児島県北部豪雨災害により被害を受けた鹿児島県内の被災者支援のために関係機関が募集した義援金(以下「義援金」という。)について、被災者に公平かつ適正に配分するため、鹿児島県地域防災計画に基づき鹿児島県北部豪雨被害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の委員)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 鹿児島県保健福祉部長
- (2) 委員 日本赤十字社鹿児島県支部事務局長
鹿児島県共同募金会常務理事兼事務局長
日本放送協会鹿児島放送局長
鹿児島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長
鹿児島県市長会事務局長
鹿児島県町村会事務局長

2 委員長及び委員がやむを得ない事情により出席ができない場合において、その者が指名した者について、代理出席させることができる。

(委員会の主宰)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委員会の審議)

第4条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 義援金配分の対象
- (2) 義援金配分の基準
- (3) 義援金配分の方法
- (4) 義援金配分の時期
- (5) その他必要な事項

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため鹿児島県保健福祉部社会福祉課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に置いて別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年8月30日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

第15章 要望活動

政府現地調査団が来鹿，調査した際に要望書を提出したほか，上京しての陳情を行った。

災害調査・要望状況（県が対応し，要望したものに限る）

要望 月日	調査者（団）名	提出要望	主な対応者
7/24	北側国土交通大臣	要望書（県総括）	知事 土木部長
7/25	政府調査団 (団長：嘉数内閣府副大臣)	要望書（県総括）	市橋副知事 総括危機管理監
7/27	鳩山民主党幹事長	要望書（県総括）	市橋副知事 総括危機管理監
7/29	宮腰農林水産副大臣	要望書（農林水産関係）	仮屋副知事
7/31	谷垣財務大臣	要望書（県総括）	知事
8/3	北側国土交通大臣 二階経済産業大臣等 (1府4省1庁)	要望書（県総括） 県議会議長との連名	知事 (県議会同行) 上京し要望
8/3	中小企業庁現地調査団 (小川中小企業庁次長)	要望書（県総括）	商工労働部次長
8/17	参議院災害特別委員会災害派遣 (委員長：山本香苗)	要望書（県総括）	市橋副知事 危機管理局次長
8/22	中小企業庁大雨被害フォロー 調査団 (後藤中小企業庁商業課長)	要望書（県総括）	経営金融課長
8/18	峰久国土交通審議官ほか国土 交通省幹部，県選出国會議員 等	要望書（川内川関係-1） 要望書（米之津川関係-1）	知事 (県議会同行) 上京し要望
11/9	北側国土交通大臣ほか国土交 通省幹部，県選出国會議員等	要望書（川内川関係-2） 要望書（米之津川関係-2）	知事 (県議会同行) 上京し要望

1 激甚災害の指定について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害の指定をしていただきたいこと。

2 川内川水系の総合的・抜本的改修について

今回の豪雨災害において、河川の氾濫による被害が特に甚大であった川内川水系の上流・中流・下流域の総合的・抜本的な改修に努めていただきたいこと。
また、水系内の県管理河川の改修に対する支度と必要な予算を確保していただきたいこと。

3 被災者生活再建支援制度の適用要件の緩和及び制度の拡充について

被災者生活再建支援制度について、県内において適用される市町村がある場合は、適用区域を県内全域に拡大するよう、適用要件の緩和を図っていただきたいこと。あわせて、零細な中小企業者や生活弱者である高齢者等が通常の生活に復帰できるような制度を拡充するとともに、住宅本体の建築費、補修費等についても支給対象としていただきたいこと。

4 特別交付税の重点配分等について

災害復旧等の経費が多額にのぼることから、特別交付税の配分等に特段の配慮をいただきたいこと。

5 園芸施設の復旧対策について

被害を受けた園芸産地の生産供給体制を早急に立て直すため、農産用資材の導入等への支援を内容とする産地復旧対策を講じていただきたいこと。

6 農地、農業用施設等災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するなど、農地、農業用施設等災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。

7月20日から24日にかけて九州南部に停滞した梅雨前線の影響により、鹿児島県では北部を中心に非常に激しい雨に見舞われ、降り始めからの総雨量が、さつま町紫尾山など一部の地域で平年年間降水量の半分近い1,200ミリメートルを超えるなど、記録的な大雨となりました。

今回の大雨による河川の氾濫や土砂災害等により、5名の方が亡くなられたほか、県下各地で道路、河川などの公共土木施設、農地及び農業用施設、林地、林道施設、農作物、住家、店舗、商品など、極めて広範囲かつ甚大な被害が発生しております。また、電気、水道、電話などのライフラインの断絶も相次いだところであります。

県では、今回被害の特に大きかった出水市、大口市、薩摩川内市、さつま町、姶利町及び湧水町の6市町には災害救助法を、また、住家の全壊世帯等を対象とする被災者生活再建支援法については県下全域に適用しております。

果としましては、被災者の救済をはじめ、一日も早い災害復旧に向け、関係機関とともに全力をあげて取り組んでいるところでありますが、国におかれましても、本県の実情を御賢察のうえ、次の事項について、緊急に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年8月



鹿児島県知事 伊藤 裕一郎

7 農業制度金融対策について

被害を受けた農業者の経営を早急に安定させるため、「天災融資法」の適用、農林漁業金融公庫の災害復旧に係る貸付（農林漁業施設貸付、農業経営維持安定資金）貸付限度額の引き上げを実施していただきたいこと。

8 農業共済制度の特例措置について

水稲に甚大な被害が予想されることから、品質が著しく低下した場合、稲害件額に関する特例措置を講じていただきたいこと。

9 災害関連緊急治山事業等の予算確保について

林地崩壊被害の早期復旧を図り、再度災害の発生を防止するため、災害関連緊急治山事業等に要する予算を確保していただきたいこと。

10 林道災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するなど、林道災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。

11 米之津川の抜本的改修等について

今回の豪雨災害において、河川の氾濫による被害が特に甚大であった出水市の米之津川の抜本的な改修に対する支援とそれに必要な予算を確保していただきたいこと。

また、県北部の河川改修に対する支援と必要な予算を確保していただきたいこと。

12 かけ崩れ土石災害の災害関連緊急事業等の予算確保について

再度災害を防止するため、緊急に実施する災害関連緊急事業等に要する予算を確保していただきたいこと。

13 公共土木施設災害復旧工事の早期実施等について

速やかに災害査定を実施するなど、河川、砂防、道路等の公共土木施設災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。

14 道路法面等の防災対策の促進について

今回の豪雨災害において、崩土等により交通が遮断し、県民生活に大きな混乱を生じるとともに、支那物産の円滑な輸送が困難であったことから、道路法面等の防災対策の促進について支援を図っていただきたいこと。

15 学校施設災害復旧工事の早期実施について

速やかに災害査定を実施するなど、学校施設災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。

16 肥後おれんじ鉄道の災害復旧工事に係る配慮について

肥後おれんじ鉄道の被災箇所への復旧について、両鉄道が単軌交通及び既況当県内の物流両面において重要な役割を果たしている一方で、極めて閉鎖事情が厳しい状況を踏まえ、特別の配慮をしていただきたいこと。

- 1 激甚災害の指定について
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害の指定をしていただきたいこと。
- 2 国庫施設の復旧対策について
被害を受けた国営産地の生産供給体制を早急に立て直すため、農業用資材の導入等への支援を内容とする産地復旧対策を講じていただきたいこと。
- 3 農地、農業用施設等災害復旧工事の早期実施について
速やかに災害査定を実施するなど、農地、農業用施設等災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。
- 4 農業制度金融対策について
被害を受けた農業者の経営を早急に安定させるため、「天災融資法」の適用、農林漁業金融公庫の災害復旧に係る資金（農林漁業施設復旧資金、農業経営維持安定資金）貸付限度額の引き上げ、既貸付制度資金の償還条件の緩和を実施していただきたいこと。
- 5 農業共済制度の特別措置について
水害に甚大な被害が予想されることから、品質が著しく低下した場合、損害評価に関する特別措置を講じていただきたいこと。
- 6 災害関連緊急治山事業等の予算確保について
林北峠被災者の早期復旧を図り、再度災害の発生を防止するため、災害関連緊急治山事業等に要する予算を確保していただきたいこと。
- 7 林道災害復旧工事の早期実施について
速やかに災害査定を実施するなど、林道災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。

平成18年7月20日から24日にかけて鹿児島県北部に停滞した梅雨前線は、記録的な豪雨で河川の氾濫や土砂災害等を引き起こし、死者5名、負傷者10名の人的被害に加え、住家被害として、住宅の全壊30棟、床上浸水1,631棟など甚大な被害をもたらしました。

農業関係では、水稲や野菜、果樹等の冠水、家畜の死亡があったほか、ほ場への土砂流入、畜舎や国営関係施設の倒壊、農地の流出、農道の法面崩壊等の被害が発生しております。

また、林業関係では、林地崩壊や林道の法面崩壊等の被害が発生しております。

なお、現在も引き続き、調査を進めておりますので、今後、さらに被害額が増えることも予想されるところであります。

県としましては、被災者の救済をはじめ、一日も早い災害復旧に向け、関係機関とともに全力をあげて取り組んでいるところであります。

つきましては、図におかれましても、当県の実情を御覧察のうえ、次の事項について、緊急に待設の南配債を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年7月



鹿児島県知事 伊藤 裕一郎

7月20日から24日にかけて九州南部に停滞した梅雨前線の影響により、川内川流域では非常に激しい雨に見舞われ、降り始めからの総雨量が、さつま町紫尾山など一部の地域で平年年間降水量の半分近い1,200ミリメートルを超えるなど、記録的な大雨となりました。

今回の集中豪雨により、川内川流域のえびの市、湧水町、趣知町、大口市、さつま町、薩摩川内市においては河川氾濫を引き起こし、草刈人命が失われたほか、道路、河川などの公共土木施設や、農地及び農業用施設、農作物、住家、店舗、商品などに、極めて広範かつ甚大な被害が発生しております。また、電気、水道、電話などのライフラインの断絶も相次いだところでもあります。

当期成会の県及び各市町としましては、被災者の救済をはじめ、一日も早い災害復旧に向け、関係機関とともに全力をあげて取り組んでいるところではありますが、国におかれましても、川内川流域の実情を御覧察のうえ、現在の被災状況からの一刻も早い立ち直りと、川内川流域住民20万人の水害に対する今後の不安を取り除くため、次の事項について、緊急に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年8月

川内川改修促進期成会

会長 伊藤 祐一郎

- 1 激甚災害の指定について**
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害の指定をしていただきたいこと。
- 2 激特事業等の制度を活用した川内川の早期改修について**
再度災害の発生を防止を図るため、激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）等の制度を活用し、川内川の早期の改修に努めていただきたいこと。
- 3 川内川水系の総合的・根本的改修について**
今回の豪雨災害において、河川の氾濫による被害が特に甚大であった川内川水系の上流・下流域の総合的・根本的な改修に努めていただきたいこと。
- 4 川内川左右両岸無堤地区の早急な整備について**
川内川流域の各所に無堤防区間があり災害発生の際の要因になっているので、早急に整備していただきたいこと。
- 5 川内川の河川整備基本方針と河川整備計画の迅速な策定について**
川内川水系の総合的な保全と利用に関する基本方針と、整備の基本となるべき事項を定める河川整備方針、及び河川整備の目標に関する事項を定める河川整備計画を迅速に策定していただきたいこと。
- 6 公共土木施設災害復旧工事の早期実施等について**
速やかに災害査定を実施するなど、川内川水系の公共土木施設災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。

平成18年8月 政府に対する要望書

7月20日から24日にかけて九州南部に停滞した梅雨前線の影響により、鹿児島県では北部を中心に非常に激しい雨に見舞われ、降り始めからの総雨量が、さつま町紫尾山など一部の地域で平年年間降水量の半分近い1,200ミリメートルを超えるなど、記録的な大雨となりました。

県北部の出水市では、市内を流れる米之津川が22日、23日の2回にわたり氾濫し、商店街を中心に1,300戸以上の家屋が浸水するとともに、国道や肥薩オレンジ鉄道が一時不通になるなど、甚大な被害が発生しておりますが、今後、このような被害を防止するためには、米之津川の抜本的改修が必要であると考えております。

県及び出水市としては、被災者の救済をはじめ、一日も早い災害復旧に向け、関係機関とともに全力をあげて取り組んでいるところでありますが、国におかれましても、本県出水市の実情を御察察のうえ、米之津川の抜本的な改修に対する支援とそれに必要な予算の確保など、次の事項について、緊急に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年8月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

鹿児島県出水市長 法谷 俊彦

1 激甚災害の指定について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、早期に激甚災害の指定をしていただきたいこと。

2 米之津川の抜本的改修について

今回の豪雨災害において、河川の氾濫による被害が特に甚大であった出水市の米之津川の抜本的な改修に対する支援とそれに必要な予算を確保していただきたいこと。

3 公共土木施設災害復旧工事の早期実施等について

速やかに災害査定を実施するなど、河川、砂防、道路等の公共土木施設災害復旧工事の早期実施について支援を図っていただきたいこと。

去る7月の九州南部豪雨災害に際し、国におかれは、災害発生当初から川内川流域の現地視察など迅速な対応をさせていただくとともに、激甚災害の指定及び激甚事業の採択をいただき感謝申し上げます。

今回の豪雨災害では、川内川流域のえびの市、湧水町、菱刈町、大口市、さつま町、薩摩川内市においては、河川氾濫により尊い人命が失われたほか、道路、河川などの公共土木施設や、農地及び農業用施設、農作物、住家、店舗、商品などに、極めて広範囲かつ甚大な被害が発生したところでございます。

その後、被災地においては、ボランティアや関係機関等の協力・支援により家屋や公共土木施設の復旧など復興が進んでおりますが、川内川流域の住民は、再度水害が発生するのではないかと不安をいまだに抱いております。

当期成会の県及び各市町としては、今後、再度の災害を防ぎ流域住民が安全で安心して暮らせるよう、さらに関係機関との連携を図り川内川改修促進に取り組んで参りますが、国におかれまして、川内川流域の実情を御賢察のうえ、川内川流域住民20万人の水害に対する今後の不安を取り除くため、次の要望事項の実現に、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年11月

川内川改修促進期成会

会長 伊藤 祐一郎

- 1 川内川激甚災害対策特別緊急事業等による早期の根本的な改修について**
今回の豪雨災害において、河川の氾濫による被害が特に甚大であった川内川水系の上流・下流域の激甚事業による早期の総合的・根本的な改修と必要な予算を確保していただきたいこと。
また、現在進めている薩摩川内市街部、久住地区及び曾木の流上流地区の改修事業を促進していただきたいこと。
- 2 川内川の河川整備基本方針及び河川整備計画の迅速な策定について**
川内川においては、早期に河川整備基本方針及び河川整備計画を策定し、それに基づき着実に河川整備を推進していただきたいこと。
その際、地域住民の意向を充分に反映し、うるおいとやすらぎのある水辺環境の保全・創出や、まちづくりと一体となった河川整備を強力に推進していただきたいこと。
- 3 鶴田ダムの洪水調節機能の強化について**
洪水調節容量の増量や洪水調節開始流量の引上げなど、鶴田ダムの機能強化を図っていただきたいこと。
- 4 ソフト対策とハード対策の一体的・効果的な推進について**
ハザードマップの作成や危機管理体制の構築などのソフト対策と堤防やダムの整備などのハード対策は、防災・減災対策の両輪として着実に進めることが重要であるため、これらの対策を一体的・効果的に強力に推進していただきたいこと。
- 5 県管理河川の堆積土砂除去に対する国庫補助制度の創設について**
川内川水系の県管理河川について、河床に土砂が著しく堆積していることから、今回の被害を契機に、県管理河川の堆積土砂除去に対する国庫補助制度を創設していただきたいこと。
- 6 公共土木施設災害復旧工事の早期実施等について**
災害の早期復旧を図るため、川内川水系の公共土木施設災害復旧工事の早期実施と必要な予算の確保をしていただきたいこと。

平成18年11月 政府に対する要望書

去る7月の鹿児島県北部豪雨災害に際し、国におかれては、災害発生当初から米之津川流域の現地視察など迅速な対応をしていただくとともに、激甚災害の指定及び撤特事業の採択をいただき感謝申し上げます。

今回の豪雨災害では、市内を流れる米之津川の2回にわたる氾濫により、商店街を中心に1,300戸以上の家屋が浸水するとともに、国道や肥薩おれんじ鉄道が一時不通になるなど甚大な被害が発生したところでございます。

その後、被災地においては、ボランティアや関係機関等の協力・支援により家屋や公共土木施設の復旧など復興が進んでおりますが、米之津川流域の住民は、再度水害が発生するのではないかと不安をいまだに抱いております。

県及び出水市としては、今後、再度の災害を防ぎ流域住民が安全で安心して暮らせるよう、さらに関係機関との連携を図り、米之津川の改修推進に取り組みますが、国におかれましても、米之津川流域の実情を御覧のうえ、流域住民の水害に対する今後の不安を取り除くため、次の要望事項の実現に、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年11月

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

鹿児島県出水市長 法谷 俊彦

要望書 (米之津川関係-2)

1 米之津川激甚災害対策特別緊急事業による早期の抜本的な改修について

今回の豪雨災害において、河川の氾濫による被害が特に甚大であった米之津川流域の撤特事業による早期の抜本的な改修と必要な予算を確保していただきたいこと。

2 県管理河川の堆積土砂除去に対する国庫補助制度の創設について

米之津川などにおいて、河床に土砂が著しく堆積していることから、今回の被害を契機に、県管理河川の堆積土砂除去に対する国庫補助制度を創設していただきたいこと。

3 公共土木施設災害復旧工事の早期実施等について

災害の早期復旧を図るため、河川、砂防、道防等の公共土木施設災害復旧工事の早期実施に必要な予算の確保をしていただきたいこと。

(参考) 災害復旧・復興における県の主な対応内容

【危機管理局】

日付	実際に実施した対策	関係課
7/24	知事が北側国土交通大臣に対し、被害状況を説明しするとともに災害復旧対策を要望	危機管理防災課
7/25	副知事が嘉数内閣府副大臣を団長とする政府調査団の随行及び災害復旧対策を要望	危機管理防災課
8/3	知事、県議会議長及び地元選出県議会議員が、北側国土交通大臣、二階経済産業大臣等に対し災害復旧対策を要望	危機管理防災課
8/17	参議院災害対策特別委員派遣の随行及び災害復旧対策を要望	危機管理防災課

【総務部】

日付	実際に実施した対策	関係課
8/2	生活再建支援対策本部を決定，各部に既存の支援策の活用や新たな生活再建支援策について検討し，検討調書を提出するよう指示	財政課
8/7	第1回生活再建支援対策本部会議を開催 各部の検討事項について協議し，課題を確認したうえで，この課題を整理し，生活再建支援対策を取りまとめることとした。	財政課
8/7	豪雨被災者に係る県税の納期限等の延長について告示	税務課
8/16	「平成18年度7月鹿児島県北部豪雨災害」に係る生活再建支援対策を公表 緊急に必要な予算は2.3億円を一般会計補正予算専決処分とする。	財政課
8/30	第2回生活再建支援対策本部会議を開催 「平成18年度7月鹿児島県北部豪雨災害」に係る生活再建支援対策への取り組み状況について確認	財政課

【保健福祉部】

日付	実際に実施した対策	関係課
8/25	鹿児島県被災者生活支援金制度の創設	社会福祉課
8/31	鹿児島県被災者生活支援基金造成 造成額 4億円 負担割合 県1/2, 市町村1/2	
9/4	鹿児島県被災者生活支援金を被災市町に交付 対象市町 5市3町 阿久根市, 出水市, 大口市, 薩摩川内市, 霧島市, さつま町, 菱刈町, 湧水町	
-----		長寿社会課
県北部豪雨災害に係る老人医療及び国民健康保険制度の運用に関すること		
7/28	北薩9市町に対し, 「鹿児島県北部豪雨災害による被災を受けた老人保健法による医療受給者及び国民健康保険被保険者に対する一部負担金の減額等の取扱いについて」を通知 (通知内容) <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健法による医療に関する一部負担金の減額等の取扱いについて ・国民健康保険税の減免等について ・国民健康保険法による医療に関する一部負担金の減額等の取扱いについて 	
8/7	北薩9市町に対し, 「鹿児島県北部豪雨災害による被災を受けた老人保健法による医療受給者及び国民健康保険被保険者に対する一部負担金の減額等の証明書の取扱いについて」を通知 (通知内容) <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の減額等の証明書を発行する際の特記事項の記載について 	
8/10	鹿児島県医師会等関係団体に対し, 「鹿児島県北部豪雨災害の被災者に係る一部負担金の減額等の取扱いについて」を通知 (通知内容) <ul style="list-style-type: none"> ・災害による 一部負担金の減額等の取扱いについて 	

日付	実際に実施した対策	関係課
7/26	<p>県北部豪雨災害に係る介護保険制度の運用に関すること</p> <p>北薩 8 市町，関係団体，関係保健所・福祉事務所に対し，「県北部豪雨災害に係る介護保険制度の運用について」を通知 （通知内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護報酬の取扱いについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設等における定員超過の場合の減算について ・ 通所介護及び通所リハビリテーションにおける定員超過の場合の減算について ・ 避難所での訪問介護等の介護サービスの提供について 2 介護保険料の災害減免等について 	介護保険課
8/11	<p>北薩 8 市町に対し，「県北部豪雨災害に係る介護保険制度の運用について」を通知 （通知内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険施設等における定員超過の場合の減算について 	
水道施設の復旧に関すること		生活衛生課
7/27	出水市水道施設被災箇所の復旧方針打合せ	
8/1	さつま町水道施設被災箇所の復旧方針打合せ	
8/3	阿久根市水道施設被災箇所の復旧方針打合せ	
8/4	菱刈町水道施設被災箇所の復旧方針打合せ	
8/4	湧水町水道施設被災箇所の復旧方針打合せ	
8/22	水道施設被災箇所現地調査（湧水町，菱刈町，さつま町，出水市）	
9/1	厚生労働省へ災害報告書進達	
9/22	水道施設災害復旧事業 厚生労働省事前打合せ	
10/11~ 10/13	水道施設災害復旧事業 実地調査	

日付	実際に実施した対策	関係課
7/24~ 7/26	医薬品卸業者に水害後使用する消毒用の防疫用薬剤を確保	薬務課
7/24 ~	冠水飲用井戸水の検査窓口の設置及び水質検査の実施 水害時の消毒法及び冠水井戸水消毒作業の指導	(保健所)
8/10	医薬品及び毒物劇物等の被害状況調査及び指導	

【商工労働部】

日付	実際に実施した対策	関係課
7/23	<p>特別相談窓口の設置</p> <p>商工労働部経営金融課及び県信用保証協会に被災商工業者に対する経営・金融支援等のための相談窓口を設置</p> <p>金融機関等への金融措置上の要請</p> <p>九州財務局鹿児島財務事務所，日本銀行鹿児島支店が金融機関等に対し，災害救助法適用市町の被災者からの預金の払い出し等における特例措置を要請</p>	経営金融課
7/24	<p>県の緊急災害対策資金の適用を決定</p> <p>保証機関，金融機関，商工団体，市町村へ通知</p> <p>政府系中小企業金融機関が災害復旧貸付制度の適用を決定</p>	経営金融課
7/25	<p>政府調査団へ，セーフティネット保証の早期発動等を要請</p> <p>金融機関等に，被災者からの融資相談への柔軟な対応を要請</p>	経営金融課
8/1	<p>経済産業省が，セーフティネット保証の発動を決定</p>	経営金融課
8/4	<p>セーフティネット保証の告示・発動（県内対象地域3市3町）</p>	経営金融課
8/16	<p>生活再建支援対策（金融対策）を発表</p> <p>被災8市町の役場，商工団体，県信用保証協会及び政府系金融機関へFAXで連絡</p> <p>(1) 県の「緊急災害対策資金」の信用保証料の免除（信用保証料率を一律0%）</p> <p>(2) 災害復旧に係る資金への利子補助の実施</p> <p>中小企業者が災害復旧のために借り入れた政府系資金又は県・市町村の制度資金について，市町村を通じ，融資額に応じた段階的な利子補助の実施</p> <p>(3) 県中小企業融資制度における保証人要件の緩和</p> <p>市町村の被災証明を受けた被災中小企業を対象に，第三者保証人を徴求しない特例措置の実施</p>	経営金融課
8/18	<p>生活再建支援対策（金融対策）を関係機関・団体へ通知</p>	経営金融課

日付	実際に実施した対策	関係課
8/21	県信用保証協会へ生活再建支援対策に係る取扱いを協議	経営金融課
8/22	県信用保証協会へ保証人要件緩和に係る取扱いについて通知 湧水町と利子補助について意見交換	経営金融課
8/25	出水市において市，商工団体，金融機関を対象に支援策を説明	経営金融課
9/6	被災 8 市町を対象に生活再建支援対策(金融対策)説明会を開催	経営金融課
10/31	県中小企業制度資金融資要綱を改正 (1) 緊急災害対策資金の改正 融資対象の追加（被災者生活再建支援法の適用災害による被災中小企業者等を追加） 信用保証料率の引下げ（一律 0 %） (2) 保証人要件の緩和 保証人要件を「保証機関の定めるとおり」に改正（第三者保証人は原則不要）	経営金融課
11/14	全市町村を対象に，災害復旧に係る利子補助の実施にともなう説明会を開催	経営金融課
11/30	県中小企業災害復旧資金利子補助金交付要綱の改正	経営金融課
12/6	災害復旧に係る利子補助（県利子補助事業）の実施について，関係機関，団体へ通知	経営金融課

【農政部】

日付	実際に実施した対策	関係課
7/26	耕地災害に係る査定前応急工事に着手 農業生産に影響を及ぼす緊急を要する29箇所で順次実施	農地建設課
9/13	激甚災害指定	農地建設課
9/25	耕地災害に係る災害査定開始（～12/15終了）	農地建設課
10/12	生活再建支援対策の「園芸産地復旧対策」に係る事業実施計画の承認	農産園芸課

【土木部】

日付	実際に実施した対策	関係課
8/3	国土交通省による災害緊急調査	河川課
9/13	激甚災害指定	河川課
9/19~ 9/22	平成18年度公共土木施設災害復旧事業第3次査定（河川局） 平成18年度公共土木施設災害復旧事業第1次査定（港湾局）	河川課 港湾空港課
10/2~ 10/6	平成18年度公共土木施設災害復旧事業第1次査定 （都市・地域整備局）	都市計画課
10/4	河川激甚災害対策特別緊急事業採択（川内川水系，米之津川）	河川課
10/16~ 10/20	平成18年度公共土木施設災害復旧事業第4次査定（河川局）	河川課
10/23~ 10/27	平成18年度公共土木施設災害復旧事業第5次査定（河川局）	河川課
11/13~ 11/17	平成18年度公共土木施設災害復旧事業第6次査定（河川局）	河川課
12/4~ 12/8	平成18年度公共土木施設災害復旧事業第7次査定（河川局）	河川課

【教育庁】

日付	実際に実施した対策	関係課
7/24	各教育機関及び市町村に対しては各教育事務所を通じ社会教育施設の被害状況報告を依頼	社会教育課
7/24~ 7/25	各教育機関については、今回の大雨による被害はない旨の報告を受ける。 各教育事務所から報告のあった各市町村の被害状況速報は、次のとおりである。 ・ 虎居地区公民館（さつま町） 床上浸水（2m程度）による設備の破損（詳細は後日） ・ 吉松公民館（湧水町） 床上浸水（1m程度）による設備の破損（詳細は後日） ・ 阿久根市図書館（阿久根市） 雨漏り（2階一部） ・ 出水市音楽ホール（出水市） 地階トイレ水没（約2m：復旧済み） 地階空調機械室（30cm浸水） 上記の外、さつま町・湧水町は被害状況調査中	学校施設課
7/25	各市町村の被害状況速報を文部科学省へ報告	学校施設課
7/26	湧水町の被害状況報告を下記のとおり受ける。 ・ 吉松中央公民館（被害額約8,000千円） ・ 吉松中央公民館別館（被害額約5,000千円） 床上浸水による備品，図書，視聴覚教材等全て使用不能 ・ 中津川地区公民館（被害額約2,000千円） ・ 川添地区公民館（被害額約2,000千円） 床上浸水による畳，障子，襖，一般備品等全て使用不能	学校施設課
7/28	文部科学省に公立学校施設災害報告書及び事前着工届の提出	学校施設課
7/31	公立学校共済組合に保険対象となる被害住宅の再建申請を提出 市町教委が2学期の授業関係分の復旧着工	総務福利課 学校施設課

日付	実際に実施した対策	関係課
8/3	さつま町より被害状況報告を下記のとおり受ける。 ・ 虎居地区公民館（被害額約49,185千円） 天井裏まで冠水し汚泥の流入により被害発生 ・ 施設内の床，壁，天井等の剥がれや崩落 ・ 電気，空調設備使用不能 ・ 備品の流失及び冠水により使用不能	学校施設課
8/7	関係所属に被災住宅の復旧を指示	総務福利課
8/7	地方公務員等共済組合法の規定に基づく災害見舞金の請求書の受付開始	総務福利課 (公立学校共済)
8/8	文部科学省へさつま町と湧水町の被害状況（金額）を報告	社会教育課
8/10	共済組合保険対象住宅の復旧着工	総務福利課
8/10	さつま町教育委員会社会教育課長が来課，今回の災害に対して詳細報告及び国の災害復旧補助があるのかの確認 （激甚災害になれば，詳細調査後に補助の有無が決定する旨を文部科学省に確認）	学校施設課
8/17	さつま町財政課長，財政係長が来課，今回の災害に対して詳細報告	学校施設課
8/21	文部科学省に公立文教施設災害復旧費国庫負担金（補助）事業計画書の提出	学校施設課
8/31	さつま町，湧水町の現地確認視察（企画助成係2名） 激甚災害法が適用になるため今後，国の方で現地調査等の後，災害復旧補助の手続きがなされる予定である	学校施設課
9/8	共済組合保険対象住宅の復旧完了	総務福利課
9/11～ 9/15	文部科学省及び財務省九州財務局による災害現地調査（査定）	学校施設課

日付	実際に実施した対策	関係課
9/22	被災住宅の復旧完了	総務福利課
9/25	災害給付金の給付	総務福利課
	文部科学省から公立文教施設災害復旧費国庫負担金（補助）事業の内示	学校施設課
10/6	市町教委が本格復旧着工	学校施設課
H19 3末	復旧完了	学校施設課

